

減免対象確認用フローチャート

減免対象となるかご確認ください。

世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病（1か月以上の治療を要した）を負いましたか？

はい

いいえ

世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和3年と比べて10分の3以上減少する見込みですか？

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額は1,000万円以下ですか？

いいえ

はい

世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得以外の令和3年の所得の合計額は400万円以下ですか？

いいえ

はい

今回の減免の対象外です

申請により国民健康保険税の減免が受けられる可能性があります。

減免案内チラシ3ページの「申請方法・申請書類」をご確認いただき、保険年金課まで、書類を提出してください。

※非自発的失業者該当（会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方）による保険税軽減制度の対象者は、この減免制度の適用対象外となります。ただし、給与収入以外の事業収入等において上記の基準に該当する方は対象となる場合があります。

※減免決定前に納期が到来する分については、保険税を納付いただく必要があります。全額が免除となる場合や一部減免でも減免額が大きい場合には、税額更正時に払いすぎとなっていれば、後日、還付金としてお返しいたします。なお、納期限までの納付が難しい場合は、納税課へご相談ください。（0476-20-1519）